

藤田保健衛生大学教員研究助成費に係る注意事項

(申請者の要件)

研究助成費の申請者となれる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 本学の専任教員として、次年度も雇用期間が継続することが見込まれ、6カ月間を超える留学や休職等の予定がないこと
- (2) 平成28年度のコンプライアンスセミナーを受講し誓約書を提出していること
- (3) 平成28年度の倫理教育セミナー、研究セミナーの受講を当該年度内に完了していること
- (4) 平成27年度に研究助成費の配分を受けていた場合に、「教員研究助成費研究報告書」を提出していること
- (5) 平成29年度文部科学省科研費・厚生労働省科研費・経済産業省補助金のいずれかに応募（または採択の継続）

(申請)

1. 研究助成費は、次の各号のとおり分類される研究の区分により申請するものとする。

(1) 申請区分1

申請者（講師以上に限る）を代表者とする任意のグループ単位又は次の所属部門ごとの組織単位により組織的に取り組む斬新な研究

- | | | |
|--------|---|--------------|
| 医学部 | : | 講座又は講座外部門 |
| 医療科学部 | : | 学科、専攻又は領域 |
| その他の部門 | : | 研究部門又は所属部門全体 |

(2) 申請区分2

申請者（教授は除く）が個人で取り組む将来が期待される研究

2. 研究助成費の申請者は、前項各号の研究の区分に応じて「教員研究助成費による研究計画調書」を作成し、申請者が所属する部門の事務部用度課又は庶務課、研究所事務室等に所定の期日までに提出しなければならない。
3. 研究助成費の使用計画における配分割合については、機器・備品費は総額の90%以内とし、国内旅費は総額の30%以内とする。ただし、国内旅費については、学長が特別な事情があると認めた場合に限り、総額の30%を超えることができる。
4. 研究助成費として申請できる経費は、当該研究に関連する経費のみとし、机・椅子・什器類の購入、及び謝金・人件費を申請することはできない。
5. 研究助成費を他の研究費と併用することはできない。

(研究助成費の使用期限等)

1. 研究助成費は、当該年度内に使用を完了しなければならない。なお、当該年度の残額については、次年度への繰り越しを認めない。
2. 20万円以上の機器又は備品を購入する場合は、当該年度の1月末日までに納品を完了するよう購入に必要な手続きを行わなければならない。